

各区局・統括本部 総務担当課長

水道局経営部担当課長（改革改善担当）

ミスト装置の設置による夏の暑さ対策について（依頼）

令和元年5月7日付けの副市長通知「夏の暑さ対策に向けた取組の一層の強化について」により、全庁を挙げて夏の暑さ対策に取り組んでいるところです。また、副市長通知の中で、「6 オリンピック会場周辺、都心臨海部等における対策」として、「オリンピック会場周辺や来街者が多く訪れる場所において、緑化や緑陰の形成、日よけやミストなどによるクールスポットの創出・活用を図ること。これらについて、関係区局が協力し、推進すること。」と記載されています。

これを受け、水道局において新たに「ミスト装置の運用に伴う水道料金の減免等に関する取扱要綱」を制定し、ミスト装置設置後の支援を行っていくこととしました。つきましては、各区局・統括本部におきましても、夏の暑さ対策の一環として、ミスト装置の設置についてご検討くださいますよう、よろしく願いいたします。

1 ミスト装置の運用に伴う水道料金の減免

- (1) 内容：ミストで使用した水道料金の減免または減量
- (2) 対象機器：水道圧以外の圧力で霧を生成するミスト装置^{※1}で冷却効果の対象が不特定多数となる場所に設置されている機器
- (3) 減免期間：5月1日から10月31日まで^{※2}

減免等の申請をした当該年度を含む合計3か年度まで

※1：電動ポンプなどで圧力をかけ、水を圧縮し、噴霧するミスト装置を指します。

※2：ミスト装置の運用状況により、期間が短くなる場合があります。

2 添付資料

- (1) 夏の暑さ対策に向けた取組の一層の強化について（令和元年5月7日付、副市長通知）
- (2) ミスト装置の運用に伴う水道料金の減免等に関する取扱要綱

担当：水道局経営企画課（改革改善担当）

藤塚、原田、本田

TEL：045-633-0143 FAX：045-663-6732

各区・局・統括本部長

副市長

夏の暑さ対策に向けた取組の一層の強化について（通知）

昨年の夏は、市民生活の安全と安心を脅かしかねない厳しい猛暑となりました。今後の夏の暑さも予断を許さない状況が予想され、今年も早い段階から、全庁挙げて暑さ対策に取り組む必要があります。

昨年は、平成30年7月30日付で「夏の暑さ対策に向けた取組の強化について」を通知し、各部署で、市民の皆様への啓発など積極的に取組んできました。今年は、「横浜市暑さ対策方針」をもとに、一層の取組の強化を図るようお願いします。

暑さ指数の活用や、防災情報Eメール等の気象情報の収集、パンフレット等による普及啓発など、熱中症を防ぐ対策を全職員が意識して取り組むことをお願いします。

来年には、東京2020オリンピック・パラリンピックを迎えます。また、多くの大型客船が来航するなど、国内外から多くのお客様が訪れます。市民生活とともに、横浜を訪れる方々への暑さ対策も重視して進めます。

1 市民の皆様への注意喚起

継続的に熱中症予防等の対策が周知徹底されるよう、あらゆる機会をとらえて呼びかけを行うこと。特に高齢者や子ども、障害児・者への配慮について、関係者や支援者に周知すること。

2 夏季イベント等の対策

屋内外問わず多くの人が集まる夏季イベント等では熱中症の発生リスクが高まることから、イベントの内容をふまえ、開催日程や時間の見直しなど検討すること。また、気象庁の予報などで、天候や気温、熱中症注意情報等の厳しい状況が想定される場合は、速やかに、中止・延期の判断や実施内容の見直し、対策の実施など取り組むこと。

市としての取組はもとより、地域や関係する団体の主催による行事等においても働きかけていくこと。

3 子どもの健康・安全対策

特に子どもは体温調節機能が十分に発達しておらず、自分で予防したり体調不良を訴えたりするのが難しいことを踏まえ、上記1、2のみならず、あらゆる場面で子どもの健康・安全対策に万全を期すること。

4 学校・市民利用施設等での空調機器類の整備

上記3の視点を踏まえ、多くの子どもが利用する学校や保育園、また、高齢者をはじめ幅広い世代が利用する地域ケアプラザ、地区センターやスポーツセンター等において空調の対応を適切に進めること。

5 職員の熱中症予防対策

熱中症予防と発生した場合の対応について、職員に対する周知を徹底するとともに、職員の健康管理に十分に留意すること。特に、屋外作業を行う場合の水分補給など、熱中症予防への十分な対策を講じること。

また、本市が発注する公共工事や委託業務をはじめ、関連する業務においても、熱中症予防の対策について、十分な配慮を行うこと。

6 オリンピック会場周辺、都心臨海部等における対策

オリンピック会場周辺や来街者が多く訪れる場所において、緑化や緑陰の形成、日よけやミストなどによるクールスポットの創出・活用を図ること。これらについて、関係区局が協力し、推進すること。

暑さ対策を一層推進するため、引き続き、庁内横断的なプロジェクトで取組状況の確認など行っていきます。

ミスト装置の運用に伴う水道料金の減免等に関する取扱要綱

制定 令和元年7月1日局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、暑さ対策を行うために水道圧以外の圧力で霧を生成するミスト装置（以下「機器」という。）を運用する場合の支援として、横浜市水道条例（昭和33年4月条例第12号。以下「水道条例」という。）第36条及び横浜市水道条例施行規程（昭和33年6月水道局規程第2号。以下「条例施行規程」という。）第22条の規定に基づき、水道料金の減免又は水道条例第29条及び条例施行規程第20条の規定に基づき、水道料金を算出するための使用水量を減量して認定するための必要な事項を定めるものとする。

(支援の対象機器)

第2条 設置されている機器が、次に掲げるいずれかに該当する場合には、水道料金の減免又は使用水量の認定（以下「減免等」という。）の対象とすることができる。

- (1) 冷却効果の対象が不特定多数となる場所に設置されている機器
- (2) ミスト装置設置に伴う給水装置工事補助金に関する取扱要綱（令和元年7月1日局長決裁）の規定に基づき、助成金の交付決定を受けた機器
- (3) 前2号に掲げるもののほか、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が減免等をする必要があると認めた機器

(減免等の申請)

第3条 減免等の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) ミスト装置の運用に伴う水道料金減免等申請書（第1号様式。以下「減免等申請書」という。）
- (2) 機器の性能証明証（時間単位の使用水量が確認できるもの）
- (3) 用地占用許可証等で、ミスト設置場所の使用の許諾を受けていることが分かる書類の写し（道路占用が必要な場合など）
- (4) その他管理者が必要と認める書類

(減免等の決定)

第4条 管理者は、前条に規定する申請書を受理した場合は、審査の上、その結果をミスト装置の運用に伴う減免等決定通知書（第2号様式。以下「減免等決定通知書」という。）又はミスト装置の運用に伴う減免等の不承認決定通知書（第3号様式。以下「不承認決定通知書」という。）によって当該申請者に通知する。

2 減免等の期間の決定に当たっては、減免等申請書に記載してあるミスト装置の使用期間に基づき決定するものとし、ミスト装置の使用開始日が5月1日より前の場合は、5月1日を、ミスト装置の使用開始日が5月1日より遅い場合は、ミスト装置の使用開始日を減免等の開始日とし、ミスト装置の使用終了日が10月31日より前の場合は、ミスト装置の使用終了日を、ミスト装置の使用終了日が10月31日より遅い場合は、10月31日を減免等の終了日とする。ただし、前条の規定に基づく減免等の申請をした当該年度の減免等の開始日については、ミスト装置の使用開始日、5月1日、減免等決定通知書の交付日のうち、一番遅い日を減免等の開始日とする。

(減免等の開始)

第5条 管理者は、前条の規定に基づく減免等決定通知書に記載されているミストの減免期間の初日を含む検針月分から減免等を開始する。

(減免等の内容)

第6条 機器専用の水道メーターが設置されている場合に管理者は、減免等決定通知書に記載されているミストの減免等の期間における水道料金を全額免除する。ただし、漏水やミスト使用以外の理由により、通常予想されるミストの使用水量を大幅に超える水量の使用が確認された際は、管理者は料金を算出し請求することができる。

なお、料金算定期間中に減免等の期間以外の期間がある場合は、水道料金を請求するものとする。

2 機器専用の水道メーターが設置されていない場合には、次条の規定に基づき算出した機器で使用したと想定する使用水量分を検針時に計量した使用水量から減量したものを、当該月分の使用水量と認定して、水道料金を算出する。

(機器で使用した水量の算出)

第7条 前条第2項で規定する機器の使用水量の算出は、別表1によるものとする。

なお、算出した使用水量に小数点以下の端数がある場合には、小数点第1位を切り上げて使用水量とする。

(減免等の期間)

第8条 減免等を受けられる期間は、減免等の申請をした当該年度を含む合計3か年度分とする。ただし、令和元年度に減免等の決定をしたものに関しては、当該年度を含む合計4か年度分とする。

2 各年度の減免等の期間は、減免等決定通知書に記載されたミストの減免等期間とする。ただし、第10条の規定に基づく、中止等の報告があった場合は、中止日をもって減免等の期間は終了するものとする。

3 減免等の対象となる検針月分は、奇数月に検針が行われる地域においては、5月、7月、9月、11月、偶数月に検針が行われる地域においては、6月、8月、10月、12月とする。

(ミスト装置の申請内容の変更)

第9条 機器の設置内容に変更がある場合は、減免等対象者は、事前にミスト装置の運用に伴う水道料金減免等の変更申請書(第4号様式)を管理者に提出する。

2 管理者は前項で提出された書類を審査の上、その結果をミスト装置の運用に伴う減免等の変更(承認・不承認)決定通知書(第5号様式)によって当該申請者に通知する。

(ミスト装置使用中止等の報告)

第10条 減免等対象者は、機器の使用を中止した場合や機器の故障に伴い機器を停止した場合(以下「中止等の場合」という。)には、速やかに管理者に報告するものとする。

(ミスト装置の期間の更新等)

第11条 減免等の期間が2か年度分以下の決定を受けたミスト装置の場合は、減免等の期間の満了前であれば、減免等の期間の合計が3か年度分を上限として更新することができる。ただし、令和元年度に、減免等の期間が3か年度分以下の決定を受けたミスト装置の場合は、減免等の期間の満了前であれば、減免等の期間の合計が4か年度分を上限として更新することができる。

2 減免等の期間が満了した場合及び減免等の期間の途中でミスト装置の使用を中止した場合で、3か年度分から減免等の適用を受けていた期間を差し引いた部分について、再度、減免等の適用を受けることができる。ただし、令和元年度に減免等の決定を受けたミスト装置の場合は、4か年度分から減免等の適用を受けていた期間を差し引いた部分について、再度、減免等の適用を受けることができる。

3 第1項で規定する期間の更新を行う申請者は、ミスト装置の運用に伴う水道料金減免等期間更新申請書(第6号様式)を管理者に提出するものとする。ただし、ミスト装置の性能等に変更が生じる場合は、第3条で規定する申請書を改めて管理者に提出するものとする。

4 管理者は、前項に規定する申請書を受理した場合は、審査の上、その結果を減免等決定通知書又は不承認

決定通知書によって当該申請者に通知する。

5 第2項の規定に基づき、再度、減免等の適用を受けようとする申請者は、第3条で規定する申請書を改めて管理者に提出するものとする。

(減免等相当分の返還)

第12条 管理者は、偽りその他不正な手段によって、この要綱に規定する減免等を受けた者があるときは、その者から減免した水道料金又は減量した使用水量に相当する水道料金の全額を返還させるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から実施する。

別表1 機器で使用した水量の算出方法 専用メーターが設置されていない場合

係数	(ア) 性能証明証に記載された1時間当たりの使用水量 (ℓ) (イ) 一日当たりの稼働想定時間 (12時間) (ウ) 算出期間における対象日数 (日) (エ) 降雨日数を除外した係数 (0.7)
計算式	ミストの想定使用量 (m ³) = (ア) × (イ) × (ウ) × (エ) ※使用水量に小数点以下の端数がある場合には、小数点第1位を切り上げて使用水量とする。

例 機器で使用した水量の算出方法 専用メーターが設置されていない場合

検針対象期間	4月24日から6月26日までの場合 対象日数は、57日 ・5月分は31日 ・6月分は26日	
係数	(ア) 性能証明証に記載された1時間当たりの使用水量	60ℓ
	(イ) 一日当たりの稼働想定時間	12時間
	(ウ) 算出期間における対象日数	57日
	(エ) 降雨日数を除外した係数	0.7
計算式	ミストの想定使用量 (m ³) 60ℓ × 12時間 × 57日 × 0.7 = 28,728ℓ ≒ 29 m ³	

ミスト装置の運用に伴う水道料金減免等申請書

		申請日	年	月	日	
<p>横浜市水道条例第29条及び第36条並びに同条例施行規程条第20条及び第22条に基づき、裏面の同事項に申請人が同意した上で、暑さ対策のためのミスト装置で使用した水道料金の減免又は、減量認定を「ミスト装置の運用に伴う水道料金の減免等に関する取扱要綱」を遵守し、申請します。</p> <p>(申請先) 横浜市水道事業管理者</p> <p>申請人住所 区</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">(申請団体代表者名)</p> <p style="text-align: center;">TEL</p>						
申請者記入欄	水道使用者名	<input type="checkbox"/> 申請人氏名と同じ				
	水道ご使用場所 (ミスト設置場所)	<input type="checkbox"/> 申請人住所と同じ				
	お客様番号	区	管区	栓番号		
		(検針のお知らせ等に記載された9桁の数字がわかる場合は、ご記入ください。)				
	事業種別	<input type="checkbox"/> ミスト装置の購入		<input type="checkbox"/> ミスト装置のリース		
	専用メーターの有無	<input type="checkbox"/> あり (ミスト専用のメーター)		<input type="checkbox"/> なし		
	ミスト装置の使用期間 ※1年目	月	日	～	月	日
		※夏季期間は、5月1日から10月31日まで				
	ミスト装置の使用期間 ※2年目以降	月	日	～	月	日
		※夏季期間は、5月1日から10月31日まで				
設置期間 又は リース期間	年	月	日	～	年 月 日	
1時間当たりの 噴霧量	_____ℓ (= _____m ³)					
<p>以下の書類を本届出書と一緒にご提出ください。</p> <p><input type="checkbox"/> 機器の性能証明証 (時間単位の使用水量が確認できるもの)</p> <p><input type="checkbox"/> 用地占用許可証の写し (道路占用等が必要な場合など)</p>						
水道局使用欄	水道局受付年月日			水道局受付番号		

<設置後の写真>

※写真のミスト噴霧ノズル等の設置場所を赤線などで明記してください。
※A4別紙に添付いただくことでも構いません。

【制度に対する注意事項（同意事項）】

- 1 水道料金の減免等については、過去の検針分に遡り対象とすることはできません。
- 2 減免等の期間は、要綱第8条をご覧ください。
機器専用の水道メーターが設置されている場合には、減免等決定通知書に記載されているミストの減免期間の水道料金を全額免除し、機器専用の水道メーターが設置されていない場合には、要綱で定めた方法に基づき、その期間の想定使用量を算出し、検針時に計量した使用水量から減量します。
- 3 ミスト専用のメーターをご利用の場合、料金算定期間中に減免等の期間以外の期間がある場合は、水道料金が発生します。
ミストを噴霧する期間開始前に水道の開始届、期間終了後に水道の中止届を提出ください。
- 4 水道局から設備の稼働状況を管理する日誌等の提示を求められた場合は提出ください。
- 5 水道局へ申請した内容を変更する場合は、速やかに届け出てください。
- 6 ミスト機器の使用を中止する場合は、速やかに水道局までご連絡ください。
- 7 ミストで使用した水のみが減免等の対象となるため、同じ給水装置からミスト以外での水の使用がある場合には、その水の請求は、通常どおりの請求となります。
- 8 ミストで噴霧する水については、使用しない期間に水抜きを行うなど取扱説明書の記載等に基づき、衛生管理を行ってください。

様

お客様番号

— —

横浜市水道事業管理者
水道局長

ミスト装置の運用に伴う減免等決定通知書

年 月 日に申請のありました、ミスト装置の運用に伴う水道料金の減免等について、減免等対象として決定しましたので通知します。
なお、減免等にあたり、制度に対する注意事項を遵守ください。

水道使用者名		
水道ご使用場所 (ミスト設置場所)		
減免等区分 (該当するものに○)	減免	減量
1時間当たりの 使用水量	_____ ℓ	
ミスト装置の 減免等期間	初年度	年 月 日 ~ 年 月 日
	翌年度	年 月 日 ~ 年 月 日
	翌々年度	年 月 日 ~ 年 月 日
備考欄		

裏面あります

【制度に対する注意事項（同意事項）】

- 1 「ミスト装置の運用に伴う水道料金の減免等に関する取扱要綱（以下「要綱」）」を遵守してください。
- 2 ミストで噴霧する水については、使用しない期間に水抜きを行うなど取扱説明書の記載等に基づき、衛生管理を行ってください。
- 3 申請内容に変更があった場合は、「ミスト装置の運用に伴う水道料金減免等の変更申請書（第4号様式）」を速やかに横浜市水道事業管理者（以下「管理者」）に提出ください。
- 4 ミスト装置の使用を中止した場合や機器の故障等に伴い機器を停止した場合には、速やかに管理者に提出ください。
- 5 ミスト専用のメーターをご利用の場合、水道の使用の有無にかかわらず、減免等決定通知書に記載されているミストの減免期間以外は、水道料金が発生します。ミストを噴霧する期間開始前に水道の開始届、期間終了後に水道の中止届を提出ください。
- 6 水道局から設備の稼働状況を管理する日誌等の提示を求められた場合は提出ください。
- 7 申請内容等に偽りやその他不正な手段によって、減免等を受けた場合は、減免した水道料金又は減量した使用水量に相当する水道料金の全額を管理者に返還ください。

様

お客様番号

—

—

横浜市水道事業管理者

水道局長

ミスト装置の運用に伴う減免等の不承認決定通知書

年 月 日に申請のありました、ミスト装置の運用に伴う水道料金の減免等について、減免対象としないことを決定しましたので通知します。

【不承認理由】

第4号様式（第9条第1項）

ミスト装置の運用に伴う水道料金減免等の変更申請書

申請日 年 月 日

(申請先)
横浜市水道事業管理者
申請人住所

区

氏名

(申請団体代表者名)

TEL

年 月 日に申請を行い、減免等の決定を受けているミスト装置について、申請書に記載した内容を変更したいので、申請します。

変更前	変更後

水道局 使用 欄	水道局受付年月日	水道局受付番号

様

お客様番号

— —

横浜市水道事業管理者
水道局長

ミスト装置の運用に伴う減免等の変更（承認・不承認）決定通知書

年 月 日に変更申請のありました内容について、（承認・不承認）しましたので、通知します。

【承認の場合】

【不承認の場合】

承認内容	不承認理由

【制度に対する注意事項（同意事項）】

- 1 水道料金の減免等については、過去の検針分に遡り対象とすることはできません。
- 2 減免等の期間は、要綱第8条をご覧ください。
機器専用の水道メーターが設置されている場合には、減免等決定通知書に記載されているミストの減免期間の水道料金を全額免除し、機器専用の水道メーターが設置されていない場合には、要綱で定めた方法に基づき、その期間の想定使用量を算出し、検針時に計量した使用水量から減量します。
- 3 ミスト専用のメーターをご利用の場合、料金算定期間中に減免等の期間以外の期間がある場合は、水道料金が発生します。
ミストを噴霧する期間開始前に水道の開始届、期間終了後に水道の中止届を提出ください。
- 4 水道局から設備の稼働状況を管理する日誌等の提示を求められた場合は提出ください。
- 5 水道局へ申請した内容を変更する場合は、速やかに届け出てください。
- 6 ミスト機器の使用を中止する場合は、速やかに水道局までご連絡ください。
- 7 ミストで使用した水のみが減免等の対象となるため、同じ給水装置からミスト以外での水の使用がある場合には、その水の請求は、通常どおりの請求となります。
- 8 ミストで噴霧する水については、使用しない期間に水抜きを行うなど取扱説明書の記載等に基づき、衛生管理を行ってください。